

## 障害程度区分の決定方法について

障害程度区分の決定方法の現段階でのイメージは以下のとおりである。

なお、本資料は、障害程度区分に係る省令・告示等について、現段階において想定している枠組みについて整理した上でお示しするものである。特に細部については今後詳細に検討を行った上で確定させていくこととしている。

### ○ 障害程度区分の数及び各施設支援毎のチェック項目：省令で規定。

- ・ 障害程度区分の数については、障害程度区分を簡素で合理的なものとする必要がある一方で、各障害者に係る支援の必要性の度合いは重度とそれ以外で截然と区別できるものではないため、2区分とするのは必ずしも適切ではないと考えられる。このため、障害程度区分の数は、各施設支援とも3区分とする。
- ・ チェック項目については、前回の当分会資料においてお示しした修正案等を反映させ、別添のとおりとする。

### ○ チェック項目毎の選択肢と障害程度区分の認定方法：告示で規定。

- ・ 厚生科学研究で実施した実態調査の結果、支援の必要性の度合いと支援の困難性の度合いには高い相関が認められた。このため、聴き取りの容易さを考慮し、市町村においては主に支援の必要性の度合いについて聴き取りを行うこととする。
- ・ 各項目のチェックは、支援の必要性の度合いには幅があることを考慮して、3段階で評価することとし、支援の態様や支援を要する頻度等による選択肢を設定する。
- ・ 各項目に係る選択肢に支援の必要性の大きい順に2点、1点、0点を与えたときの合計点数と障害程度区分との対応関係を各施設支援毎に設定する。

〈イメージ〉

知的障害者更生施設支援（入所）

1. 下表のアからノまでの各項目について、(ア)～(ウ)列に示した選択肢のうち、あてはまるものにチェックを行う。

	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ア. 起床、就寝の働きかけ	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	殆ど必要なし
⋮			
ソ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日必要	ときどき必要	殆ど必要なし
⋮			
ノ. 就労・社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	殆ど必要なし

2. 各項目について表の(ア)列にあてはまる場合には2点、(イ)列にあてはまる場合には1点を与え、その合計点数が◎点以上であれば区分A、△点以上▲点以下であれば区分B、□点以下であれば区分Cとする。

○ 各選択肢に係る判断基準：通知で解説。

- ・ 各項目に係る選択肢について、どれに該当するかを市町村が的確に判断できるよう、具体的な判断の基準を示した解説を作成する。

〈イメージ〉

知的障害者更生施設支援（入所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢にあてはまるか判断する。

#### ア. 起床、就寝の働きかけ

自ら起床する習慣が習得されていないため起床時に働きかけが必要であるかどうか、また、一定の時間に自ら就床する習慣が身につけていないため就寝時に働きかけが必要であるかどうかを判断するもの。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：起床又は就寝するまで、つききりでほぼ全面的な支援をほぼ毎日必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：起床又は就寝するまで、繰り返し声をかけるなどの部分的な支援をほぼ毎日必要とする。(つききりでほぼ全面的な支援を1週間に1回程度以上必要とする場合も含む。)
- (ウ) 殆ど必要なし：上記のいずれにも該当しない。

⋮

#### ソ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

①壁を壊したりガラスを割るなどの破壊的行為、②自分の手を噛む、頭を壁に打ちつけるなどの自傷行為、常に体を揺らすといった常同行動などの自己刺激的行動、③他人を蹴る、叩くなどの行為があり、これらの行動に対する個別的な支援が必要であるかどうかを判断するもの。

[各選択肢の基準]

- (ア) 毎日必要：これらの行動のいずれかへの対応がほぼ毎日必要である。
- (イ) ときどき必要：これらの行動のいずれかへの対応が週に1・2回程度以上必要である。
- (ウ) 殆ど必要なし：上記のいずれにも該当しない。

⋮

(別添)

## 障害程度区分に係るチェック項目

※ 1月10日の支援費制度担当課長会議資料からの変更点（前回の当分会資料においてお示しした修正案等を反映させた部分）に、下線を付している。

※ 各項目の語句・表現等については、今後省令制定の過程で変更がありうるものである。

### (1) 身体障害者更生施設支援

- ア 洗面・歯磨き等の整容に関する支援
- イ 屋内移動に関する介助
- ウ 屋外移動に関する介助
- エ 入浴の介助又は入浴中の見守り
- オ 通院に関する援助
- カ 施設における医療的な処置等に係る援助
- キ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- ク 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援
- ケ 金銭管理や身の回り品の管理等の生活管理に関する支援
- コ 集団生活や人間関係等に関する支援
- サ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- シ 余暇活動や地域の活動への参加等に関する支援（移動の介助を除く。）
- ス 訓練に対する動機付け及び内容の理解に関する支援
- セ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- ソ 訓練のための送迎・移動に関する支援
- タ 訓練の準備と片付けに関する支援
- チ 車いす操作や歩行、日常生活動作等に関する訓練
- ツ 持久力・敏捷性の向上等の体力増強のための訓練
- テ 職能訓練に係る作業技術や作業の遂行に関する支援
- ト 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- ナ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- ニ 就労・社会復帰に向けた、住宅の確保や生活支援の体制づくり等に関する支援

## (2) 身体障害者療護施設支援

- ア ベッド上での起床や就寝の介助
- イ 車椅子とベッド間の移乗の介助
- ウ 洗面・歯磨き等の整容に関する支援
- エ 衣服の着脱の介助
- オ 屋内移動に関する介助
- カ 屋外移動に関する介助
- キ 体位変換の介助
- ク 食事の準備や後片付けに関する支援
- ケ 摂食行為に関する支援
- コ 排泄行為に関する支援
- サ 入浴の準備や後片付けに関する支援
- シ 入浴の介助又は入浴中の見守り
- ス 医療処置や受診等に係る援助
- セ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- ソ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援
- タ 清潔保持（身体、衣服等）に関する支援
- チ 金銭管理に関する支援
- ツ 衣類や身の回り品等の管理に関する支援
- テ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- ト 集団生活や人間関係等に関する支援
- ナ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- ニ 外出・買い物や地域の活動への参加等に関する支援（移動の介助を除く。）
- ヌ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- ネ 車いす操作や歩行、日常生活動作等に関する訓練
- ノ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- ハ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- ヒ 社会復帰に向けた住宅確保や生活支援の体制づくりに関する支援

### (3) 身体障害者授産施設支援（入所）

- ア 起床の働きかけから朝の身支度等についての支援
- イ 屋内移動に関する介助
- ウ 屋外移動に関する介助
- エ 食事の準備から摂食、後片付けまでの支援
- オ 排泄行為に関する支援
- カ 入浴の準備や後片付けに関する支援
- キ 入浴の介助又は入浴中の見守り
- ク 医療処置や受診等に係る援助
- ケ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- コ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援
- サ 金銭管理や身の回り品の管理等の生活管理に関する支援
- シ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- ス 集団生活や人間関係等に関する支援
- セ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- ソ 余暇活動や地域の活動への参加等に関する支援（移動の介助を除く。）
- タ 作業のための動機付けに対する支援
- チ 作業内容の理解に関する支援
- ツ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- テ 作業のための送迎・移動に関する支援
- ト 作業中の安全への配慮
- ナ 作業の準備と片づけに関する支援
- ニ 作業技術や作業の遂行に関する支援
- ヌ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- ネ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- ノ 社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援
- ハ 就職先の選定や就職先との調整に関する支援

#### (4) 身体障害者授産施設支援（通所）

- ア 屋内移動に関する介助
- イ 屋外移動に関する介助
- ウ 食事の準備から摂食、後片付けまでの支援
- エ 排泄行為に関する支援
- オ 医療処置や受診等に係る援助
- カ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- キ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援
- ク 金銭管理に関する支援
- ケ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- コ 集団生活や人間関係等に関する支援
- サ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- シ 余暇活動や地域の活動への参加等に関する支援（移動の介助を除く。）
- ス 作業のための動機付けに対する支援
- セ 作業内容の理解に関する支援
- ソ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- タ 作業のための送迎・移動に関する支援
- チ 作業中の安全への配慮
- ツ 作業の準備と片付けに関する支援
- テ 作業技術や作業の遂行に関する支援
- ト 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- ナ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- ニ 社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援
- ヌ 就職先の選定や就職先との調整に関する支援

## (5) 知的障害者更生施設支援（入所）

- ア 起床、就寝の働きかけ
- イ 洗面・歯磨き等の整容に関する支援
- ウ 衣服の着脱の介助
- エ 屋内・屋外移動に関する介助
- オ 食事の準備から摂食、後片付けまでの支援
- カ 排泄行為に関する支援
- キ 入浴の介助又は入浴中の見守り等の支援
- ク 医療処置や受診等に係る援助
- ケ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- コ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援
- サ 自ら身体や衣服の清潔を保持することへの支援
- シ 金銭管理に関する支援
- ス 衣類や身の回り品等の管理に関する支援
- セ 外出、買い物等に関する支援
- ソ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- タ 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動への対応
- チ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応
- ツ 集団生活や人間関係等に関する問題への対応
- テ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- ト 余暇活動や地域の活動等への参加に関する支援
- ナ 訓練に対する動機づけ及び内容の理解に関する支援
- ニ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- ヌ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- ネ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- ノ 就労・社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援



## (6) 知的障害者更生施設支援（通所）

- ア 食事の準備から摂食、後片付けまでの支援
- イ 排泄行為に関する支援
- ウ 医療処置や受診等に係る援助
- エ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- オ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援
- カ 自ら身体や衣服の清潔を保持することへの支援
- キ 金銭管理に関する支援
- ク 外出、買い物等に関する支援
- ケ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- コ 食事・排泄等に係る不適応行動への対応
- サ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応
- シ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- ス 余暇活動や地域の活動等への参加に関する支援
- セ 訓練に対する動機づけ及び内容の理解に関する支援
- ソ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- タ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- チ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- ツ 就労・社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援

## (7) 知的障害者授産施設支援（入所）

ア 屋内・屋外移動に関する介助

イ 食事の準備から摂食、後片付けまでの支援

ウ 排泄行為に関する支援

エ 入浴の介助又は入浴中の見守り等の支援

オ 医療処置や受診等に係る援助

カ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援

キ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援

ク 自ら身体や衣服の清潔を保持することへの支援

ケ 金銭管理や身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

コ 外出、買い物等に関する支援

サ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

シ 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動への対応

ス 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応

セ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助

ソ 余暇活動や地域の活動等への参加に関する支援

タ 作業のための動機付けに対する支援

チ 作業内容の理解に関する支援

ツ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援

テ 作業のための送迎・移動に関する支援

ト 作業中の安全への配慮

ナ 作業の準備・片付けに関する支援

ニ 作業技術や作業の遂行に関する支援

ヌ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練

ネ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援

ノ 社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援

ハ 就職先の選定や就職先との調整に関する支援

## (8) 知的障害者授産施設支援（通所）

ア 食事の準備から摂食、後片付けまでの支援

イ 排泄行為に関する支援

ウ 医療処置や受診等に係る援助

エ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援

オ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援

カ 自ら身体や衣服の清潔を保持することへの支援

キ 金銭管理に関する支援

ク 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

ケ 食事・排泄等に係る不適応行動への対応

コ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応

サ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助

シ 余暇活動や地域の活動等への参加に関する支援

ス 作業のための動機付けに対する支援

セ 作業内容の理解に関する支援

ソ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援

タ 作業のための送迎・移動に関する支援

チ 作業中の安全への配慮

ツ 作業の準備・片付けに関する支援

テ 作業技術や作業の遂行に関する支援

ト 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練

ナ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援

ニ 社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援

ヌ 就職先の選定や就職先との調整に関する支援

## (9) 知的障害者通勤寮支援

- ア 医療処置や受診等に係る援助
- イ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- ウ 健康管理（健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等）に関する支援
- エ 金銭管理や身の回り品の管理等の生活管理に関する支援
- オ 外出、買い物等に関する支援
- カ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- キ 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動への対応
- ク 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応
- ケ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- コ 余暇活動や地域の活動等への参加に関する支援
- サ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- シ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- ス 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- セ 退所後の住宅の確保や生活支援の体制づくり等に関する支援

## (10) 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設における支援

- (5) の知的障害者更生施設支援（入所）における区分に同じ。